

山梨県公報

第六百二十二号

令和八年

一月十五日

木曜日

公示

- 道路の区域変更.....五
○指定予定保安林の所在不分明通知.....五
○大規模小売店舗の名称等の変更の届出.....六
○公共測量の終了.....六
○開発行為に関する工事の完了について.....六
○落札者の決定について(三件).....六

公示

山梨県告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和八年二月五日まで一般の縦覧に供する。

令和八年一月十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

区間	
大月市賀岡町岩殿字舟久保六八番一地先から	旧の別
一三・三〇	敷地の幅員(メートル)
七九・〇	延長(メートル)

- 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百三十九号
三 道路の区域

指定予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畠字室草里三三三一、三三三三	高木魏

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字室草里三三三一・三三三三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採を許ることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定予定保安林の告示

令和七年十二月十八日山梨県告示第三百二十七号
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年一月十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社西源

代表取締役 山田一浩 長野県松本市小屋南二丁目九番二十五号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 甲府市徳行計画 山梨県甲府市徳行四丁目十二番外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) 甲府市徳行計画 山梨県甲府市徳行四丁目十二番外	ラ・ムー甲府徳行店 山梨県甲府市徳行四丁目十二番外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西源 代表取締役 大賀昭司 長野県松本市小屋南二丁目九番二十五号	株式会社西源 代表取締役 山田一浩 長野県松本市小屋南二丁目九番二十五号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

3 変更の年月日 令和七年十一月十日
三 届出年月日 令和七年十二月十七日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年五月十五日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に西桂町から次のとおり公共測量の実施を終わつた旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年一月十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
二 測量の地域 西桂町地内（山地部を除く）
三 測量の期間 令和七年六月十日から令和七年十二月二十二日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和八年一月十五日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市白州町下教来石字加久保三百三十三番一、三百三十三番二、三百三十六番、三百四十三番、三百五十一番二、四百六番一、道、水
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都港区赤坂九丁目七番一号 コカ・コー ラボトラーズジャパン株式会社 代表取締役 カリン・ドラガン

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブ

株式会社西源 代表取締役 山田一浩 長野県松本市小屋南二丁目九番二十五号
株式会社西源 代表取締役 山田一浩 長野県松本市小屋南二丁目九番二十五号
株式会社西源 代表取締役 山田一浩 長野県松本市小屋南二丁目九番二十五号

で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年一月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 情報処理実習装置

(二) 数量 二式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和七年十二月九日

四 落札者

(一) 名称 リコージャパン株式会社

(二) 住所 東京都大田区中馬込一丁目三番六号

五 落札金額 三千六百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定による公告を行つた日 令和七年十月三十日

八 落札者の決定について

次のことおり落札者を決定した。なお、この公告は、二千二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年一月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 総合実践実習装置及びEWS実習装置

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和七年十二月九日

四 落札者

(一) 名称 株式会社システムインナカゴミ

(二) 住所 山梨県中央市山之神流通団地一丁目八番二号

五 落札金額 四千万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定による公告を行つた日 令和七年十月三十日

八 落札者の決定について

次のことおり落札者を決定した。なお、この公告は、二千二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年一月十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 移動式排水ポンプシステム

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和七年十二月二十二日

四 落札者

(一) 名称 三和防災株式会社

(二) 住所 山梨県甲府市善光寺三丁目八番二十九号

五 落札金額 五千五百万円

六 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定による公告を行つた日 令和七年十一月十日

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 総合実践実習装置及びEWS実習装置

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番